

山梨県人会十士会会報

巻頭挨拶

山梨県人会十士会会長 飯窪 光隆



早いもので昨年の十士会第11回総会懇親会から1年が経ち、本年5月28日に第12回総会懇親会を開催することができました。会報第11号の発行にあたりひとことご挨拶申し上げます。

十士会は山梨県人会連合会に属する単会の一つであり、会の目的は会則第2条に「当会は、郷土愛の精神に基づき、山梨県人会連合会会員の各種支援及び山梨県への各種貢献並びに会員同士の交流と親睦と繁栄をはかることを目的とする。」とあります。まずは郷土愛の精神が大前提であり、そのうえで連合会会員の方々を支援し、山梨県へ貢献することとしています。そして最後に会員同士の交流と親睦と繁栄をはかることとしています。

清水喜彦山梨県人会連合会会長も「山梨県人会の目的は第一に親睦交流を深めること、次にふるさと山梨の発展に貢献することにある。そのためには各単位団体の活性化が必要となる。」と常々発言されています。十士会も原点に立ち返り、会員同士の交流と親睦を深めて活性化させ、山梨県人会の皆さんやふるさと山梨県へ貢献してゆきましょう。

貢献の仕方は各自それぞれができる範囲で構わないと思います。例えば、ふるさと納税をする、山梨県産品をできるだけ多く利用する、山梨で開催されるイベントに積極的に参加する、山梨の名所旧跡を県外の人に勧めて足を運んでもらう、移住先として山梨県を推薦する、ヴァ

ンフォーレ甲府や山梨クインビーズの応援観戦に足を運ぶ、など一人ひとりが郷土愛の精神に基づき山梨県人と山梨県に貢献してゆけば良いのです。

十士会は現在、正会員・準会員・賛助会員合わせて64名が在籍しています。会員は各分野で活躍しているビジネスマンがほとんどであり、士業で開業している人、資格を生かして企業内で活躍している人、士業の方々と連携してビジネスしている人で構成されています。参加メンバーも常時募集中（P.4下段参照）ですので、資格を有する山梨県人の加入をお待ちしています。

最後に、微力ながら山梨県及び山梨県人会連合会の皆様の力になれるよう十士会はこれからも活動してまいります。



十士会の資格者一覧

令和6年5月1日現在

弁護士15名、不動産鑑定士3名、公認会計士5名、税理士6名、弁理士3名、司法書士3名、一級建築士13名、二級建築士2名、社会保険労務士4名、行政書士2名、中小企業診断士3名、宅地建物取引士6名、技術士2名

士業界のトピックス

士業の各業界のトピックス、法改正、判例など、
企業や個人に影響のある話題をお届けします

相続登記義務化について

司法書士 青沼 光泰



令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

ポイントは、下記3点となります。

- (1)相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人はその所有権の取得を知った日から、または遺産分割によって不動産を取得した相続人は遺産分割が成立した日から、それぞれ3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。
- (2)令和6年4月1日以前に相続した不動産は、令和6年4月1日から3年以内に相続登記をしなければなりません。
- (3)正当な理由なく相続登記義務に違反した場合は10万円以下の過料が課されます。

また、不動産の相続の事実は知っているが、しばらく相続人間で遺産分割協議を行う予定がない場合や、争いがあり遺産分割がまとまらない為に相続登記ができない場合の救済措置として、『相続人申告登記』制度も併せて令和6年4月1日より新設されました。

そもそも相続登記が義務化されたのはなぜか？

民法第177条は「不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（中略）に従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。」と定められていますが、これは権利を護りたい者は登記した方が良いでしょう、という自らの権利を保全するための制度であることを

示しており、そのため不動産登記は義務ではない、という前提に立っています。

しかしながら不動産の相続については、相続人によっては取得に魅力がない土地もあり、また相続対象となる親の所有不動産を正確に把握していないケースも多々あり、そのような理由で相続登記未了の土地が積み重なった結果、登記簿を見ても所有者が分からない、いわゆる「所有者不明土地」が生じております。

現在、この所有者不明の土地は、日本国土全体の内20%程度になっているのではないかと、この調査結果もあり、周辺環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるのみならず、災害復旧の工事の妨げにもなっており、大きな社会問題となっています。

この問題を解決するため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

また相続登記未了を放置した結果、代を重ね、登記簿上の所有者が祖父母、曾祖父母、高祖父母に及ぶ「数次相続」が発生することも多く、相続人の多数化、複雑化により相続登記が進まないケースも頻発しています。

皆さまも、相続登記の推進に是非、ご協力ください。



令和6年度の主な労働法等の改正について

特定社会保険労務士 深沢 百合



1 適用猶予業種等の時間外労働の上限規制

以下の事業と業務について、原則1か月45時間、年360時間、さらに特別条項付き36協定締結で年720時間、1か月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間以内（同）とする上限規制が適用されます。

【工作物の建設の事業】

- 原則、上限規制はすべて適用されます
- 但し、災害復旧・復興事業は、1か月100時間未満（休日労働を含む）、複数月平均80時間以内（同）の規制は適用されません

【自動車運転の業務】

トラックやタクシードライバーなど自動車を主に運転する者

- 原則、1か月45時間、年360時間
- 但し、特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限は年960時間となります
- また、1か月100時間未満（休日労働を含む）、

複数月平均80時間以内（同）の規制は適用されません

- さらに、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません

【医業に従事する医師】

医業に従事する医師のうち「医療提供体制の確保に必要な者」

- 上限規制は、36協定締結の事業場単位の特別延長時間と特定医師個人の時間外・休日労働時間の2種類あります

- 医師の時間外労働の上限規制には、原則のA水準と、適用にあたり都道府県知事の指定が必要な特例水準があります

- 概要は次表のとおりです（但し、月100時間未満の上限は、面接指導による例外あり）

医師の勤務先等によって適用される上限時間が異なる

医療機関に適用される水準 (病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院)		特別延長時間の上限 (事業場単位の上限)	時間外・休日労働の上限 (個人単位の上限)
原則	A水準	月100時間未満/年960時間	月100時間未満/年960時間
特例水準 ⇒対象者の名簿を作成	連携B水準（医師派遣病院） ⇒自院での時間外・休日労働は年960時間であるが、副業・兼業をした場合、年1,860時間までできる	月100時間未満/年960時間	月100時間未満/年1,860時間
	B水準（救急医療等）	月100時間未満/年1,860時間	月100時間未満/年1,860時間
	C水準（臨床・専門研修） (高度医療の修得研修)	月100時間未満/年1,860時間	月100時間未満/年1,860時間

2 在籍老齢年金の支給停止調整額の改定

在籍老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕

組みです。令和6年度の調整額は、名目賃金の変動に応じて改定され、前年度の48万円から50万円に変更されます。

山梨県人会十士会総会を開催

令和6年5月28日18時30分より、市ヶ谷のアルカディア市ヶ谷7階「琴平の間」において、山梨県人会十士会の総会が開催されました。

来賓に山梨県人会連合会清水会長、山梨県東京事務所長らをお迎えし、総会では令和5年度会計報告、令和6年度予算案等が承認され、その後懇親会が開催されました。



無料相談をご活用ください

十士会では、専門家集団としての特長を活かし、県人会関係者や山梨中央銀行のお客様など山梨県ゆかりの皆様様の様々な「困りごと」に対して、ご依頼があれば随時「個別相談」(無料)をお受けしています。

【相談テーマ】 法律全般、経営、税務、労務、事業承継、相続・後見、不動産・空き家対策、資産運用、保険年金、ファイナンシャルプランニングなど「十士会」会員の各専門分野です。

【相談方法】 右記「十士会」事務局にご連絡ください。相談案件ごとに最適な専門家相談員をご紹介しますので、相談日時、場所などはご依頼者様

と相談員でお決めください。電話・メール相談、対面相談などご依頼者様のご要望に合わせて柔軟に対応します。

【相談費用】 原則無料です。但し、相談が繰り返される場合、また相談後に業務としてご依頼される場合などは費用が発生することがありますので、初回相談時にご確認ください。

【相談申込先】 十士会事務局

(株)アセツアールアンドディー・飯窪

電話：03-5366-0421

FAX：03-5366-0423

メール：iikubo@assets-rd.com

十士会会員募集中

十士会では、正会員、賛助会員を常時募集しています。郷土愛あふれる土業の集団ですが、堅苦しい会ではなく、下記のような活動を和気あいあいと行なっています。ご賛同いただける山梨ゆかりの土業の方、まずはお問い合わせ下さい。

【活動内容】

- ◆山梨県人会連合会所属の会員や会社向けに専門家セミナーを開催する。
- ◆山梨県人会連合会の情報誌「富士の国」などへ

専門的な情報提供を行う。

- ◆山梨県人会連合会の他の会との交流をはかる。
- ◆山梨県との交流をはかる、山梨県への支援を行う。
- ◆金融機関等の顧客を対象とするセミナーや相談会に参加する。

【問い合わせ先】

十士会事務局

※上記、無料相談申込先に
同じ。



懇親会のひとコマ

十士会の活動実績、個々の会員の詳しい情報等は、十士会ホームページをご覧ください。

山梨県人会十士会 ⇒ [検索](#)